

令和 7 年度公共用水域及び
地下水の水質測定計画

岡 山 県

目 次

令和 7 年度公共用水域の水質測定計画 . . . 1

令和 7 年度地下水の水質測定計画 2 3

令和 7 年度公共用水域の水質測定計画

1 目 的

令和 7 年度における岡山県内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 対象水域

河川 41 水域、湖沼 1 水域、海域 10 水域の合計 52 水域を対象とする。

河 川	高梁川水域	高梁川上流、高梁川中流(1)、高梁川中流(2)、高梁川下流、西川、小坂部川、有漢川、成羽川、小田川上流、小田川下流、美山川(星田川を含む。)、佐伏川*
	旭川水域	旭川上流、旭川中流、旭川下流、新庄川、百間川、砂川、目木川*、備中川*、誕生寺川*、宇甘川*
	吉井川水域	吉井川上流、吉井川中・下流、加茂川、梶並川、滝川、吉野川、金剛川、香々美川*、皿川*、宮川*
	笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川、足守川上流、足守川下流、相生川*
	倉敷川水域	倉敷川(流入支川を含む。)
	高屋川、里見川、伊里川(大谷川を含む。)、小田川(児島)*	
湖 沼	児島湖	
海 域	水島水域	玉島港区、水島港区、水島地先海域(甲)、水島地先海域(乙)
	児島湾水域	児島湾(甲)、児島湾(乙)、児島湾(丙)
	備讃瀬戸、牛窓地先海域、播磨灘北西部	

※ *印は生活環境項目に係る環境基準の類型指定をしていない水域を示す。(河川 10 水域)

3 測定機関

岡山県、国土交通省、岡山市及び倉敷市

4 測定地点、測定項目及び頻度等

河川 87 地点、湖沼 4 地点、海域 69 地点の合計 160 地点において、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおり実施する。

なお、測定地点の位置図は、別図 1 から別図 8 までのとおりである。

(1) 測定地点の概要

ア 測定機関別の地点数

区 分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合 計
河 川	51(20)	16(8)	16(5)	4(0)	87(33)
湖 沼	-	-	4(2)	-	4(2)
海 域	35(13)	-	13(9)	21(7)	69(29)
合 計	86(33)	16(8)	33(16)	25(7)	160(64)

※ () は環境基準点の再掲

イ 測定項目別の地点数

区 分	生活環境項目					健 康 項 目	その他調査項目	
	BOD・COD 等				水生生物 保全環境 基準項目		栄養塩 類 等	要監視 項 目
	環 境 基準点	補助測定点		計				
		設 定 水 域	未設定 水 域					
河 川	33	43	11	87	39	59	41	16
湖 沼	2	2	－	4	2	4	4	－
海 域	29	40	－	69	30	43	43	20
合 計	64	85	11	160	71	106	88	36

※「環境基準点」とは、環境基準の達成状況を評価するための測定地点をいう。

「補助測定点」とは、環境基準点以外の測定点をいう。

「設定水域」欄の数は、環境基準の類型指定のある水域における補助測定地点の数

「未設定水域」欄の数は、環境基準の類型指定のない水域における補助測定地点の数

(2) 測定項目の頻度と考え方

ア 生活環境項目のうちBOD、COD等の基本的な項目は、すべての測定点で測定する。

頻度は、環境基準点では毎月1日1回測定（ただし、年間2日は通日測定※）を行い、補助測定点では年4～12回測定する。

水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS））は、環境基準点及び主な補助測定点で原則として年1～4回測定する。

※「通日測定」とは、河川及び湖沼では6時間ごとに1日4回、海域では満潮・干潮時に表層及び中層で1日2回（計4回）測定することをいう。

イ 健康項目は、環境基準点及び主な補助測定点で、原則として年1～4回測定する。ただし、海域、児島湖及びダム湖並びにその流入河川では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は栄養塩類等と同等に測定する。

ウ 栄養塩類等（全窒素、全りん、アンモニア性窒素、りん酸態りん、クロロフィルa等）は、海域、児島湖及びダム湖並びにその流入河川で、原則として年4～12回測定する。

エ 要監視項目は、主な環境基準点及び補助測定点で原則として年1～2回測定する。ただし、海域の一部の地点では、過去10年間にわたって指針値を超過していない項目は、3年に1回測定する。

オ その他必要に応じ測定する。

5 測定方法

ア 測定方法及び報告下限値は、別表4のとおりとする。

イ 採水日は、河川及び湖沼では、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選び、海域では、大潮期の風や雨の影響の少ない日を選ぶ。

ウ 採水位置は、河川では、流心で水面から水深の2割程度の深さとし、湖沼では表層（水面下0.5m）とし、海域では表層（海面下0.5m）及び中層（海面下2m）とする。

エ 底層D0の測定に係る試料の採水位置は、海底又は湖底から1m以内の底層とする。

6 結果通知等

国土交通省、岡山市及び倉敷市は、毎月、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、健康項目が環境基準を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

新たな汚染が懸念される事案が発生したときは、緊急モニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成する。

別表4 測定方法及び報告下限値（公共用水域）

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号別表2に掲げる方法	—	—
	溶存酸素量(DO)		0.5	<0.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)		0.5	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)		0.5	<0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)		0.5	ND
	浮遊物質(SS)		1	<1
	大腸菌数		1 (CFU/100mL)	<1
	全窒素		0.05	<0.05
	全りん		0.003	<0.003
	全亜鉛		0.001	<0.001
	ノニルフェノール		0.00006	<0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)		0.0006	<0.0006
	底層DO		0.5	<0.5
健康項目	カドミウム	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号別表1に掲げる方法	0.0003	<0.0003
	全シアン		0.1	ND
	鉛		0.005	<0.005
	六価クロム		0.01	<0.01
	ヒ素		0.005	<0.005
	総水銀		0.0005	<0.0005
	アルキル水銀		0.0005	ND
	P C B		0.0005	ND
	ジクロロメタン		0.002	<0.002
	四塩化炭素		0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン		0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン		0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン		0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン		0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン		0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン		0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン		0.0002	<0.0002
	チウラム		0.0006	<0.0006
	シマジン		0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ		0.002	<0.002
	ベンゼン		0.001	<0.001
	セレン		0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.03	<0.03
	ふっ素		0.08	<0.08
	ほう素		0.03	<0.03
	1,4-ジオキサン		0.005	<0.005

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
その他項目	銅	日本産業規格（以下「JIS」という。）K0102-3の11.3、11.5又は11.6に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性鉄	JIS M0202の33.a).2)又は32.a).3)及びJIS K0102-3の16.3又は16.5に定める方法若しくはこれらと同等程度と認められる方法	0.01	<0.01
	溶解性マンガン	JIS M0202の33.a).2)又は32.a).3)及びJIS K0102-3の15.2,15.4又は15.5に定める方法	0.01	<0.01
	総クロム	JIS K0102-3の24.2に定める方法	0.03	<0.03
	アンモニア性窒素	海洋観測指針及び上水試験方法に掲げる方法若しくはJIS K0102-2の13.4又は13.6に定める方法により測定されたアンモニウムイオン濃度に換算係数0.7766を乗じたもの	0.02	<0.02
	りん酸態りん	海洋観測指針及びJIS K0102-2の18.2により測定されたリン酸イオン濃度に換算係数0.3261を乗じたもの	0.01	<0.01
	塩化物イオン（河川に限る）	JIS K0102-2の6に定める方法	—	—
	塩分	海洋観測指針5.3(サリノメーターによる方法)に掲げる方法	—	—
	クロロフィルa	海洋観測指針及び上水試験方法又は河川水質試験方法(案)（平成21年3月国土交通省水質連絡会）に掲げる方法	0.2 (μg/L)	<0.2
	トリハロメタン生成能	平成7年6月16日付け環境庁告示第30号別表に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	透明度	海洋観測指針に掲げる方法	—	—
	全有機炭素(TOC)	平成24年3月30日付け環水大発第120330018号に掲げる方法	0.3	<0.3
要 監 視 項 目	クロロホルム	平成5年4月28日付け環水規第121号別表に掲げる方法	0.0006	<0.0006
	トランス-1,2-ジクロエレン		0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン		0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン		0.02	<0.02
	イソキサチオン		0.0008	<0.0008
	ダイアジノン		0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン(MEP)		0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン		0.004	<0.004
	オキシ銅(有機銅)		0.004	<0.004
	クロロタロニル(TPN)		0.004	<0.004
	プロピザミド		0.0008	<0.0008
	E P N		0.0006	<0.0006
	ジクロロボス(DDVP)		0.001	<0.001
	フェノブカルブ(BPMC)		0.002	<0.002
	イプロベンホス(IBP)		0.0008	<0.0008
	クロルニトロフェン(CNP)		0.0001	<0.0001
	トルエン		0.06	<0.06
	キシレン		0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル		0.006	<0.006
	ニッケル		0.005	<0.005
	モリブデン		0.01	<0.01

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
要 監 視 項 目	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号・環水土発 第 040331005 号別表に掲げる方法	0.002	<0.002
	塩化ビニルモノマー		0.0002	<0.0002
	エピクロロヒドリン		0.0001	<0.0001
	全マンガン		0.02	<0.02
	ウラン		0.0002	<0.0002
	フェノール	平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号・環水管発 第 031105001 号別表 3 に掲げる方法	0.001	<0.001
	ホルムアルデヒド		0.003	<0.003
	4-t-オクチルフェノール	平成 25 年 3 月 27 日付け環水大発第 1303272 号別表 3 に掲 げる方法	0.0001	<0.0001
	アニリン		0.002	<0.002
	2,4-ジクロロフェノール		0.0003	<0.0003
	ペルフルオロオクタンスルホ ン酸 (PFOS) 及びペルフルオ ロオクタン酸 (PFOA)	令和 2 年 5 月 28 日付け環水大発第 2005281 号別表 2 に掲げ る方法	5(ng/L)	<5

備考

- 1 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 2 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成 13 年環水企第 92 号）」による。

別表1 測定地点、測定項目及び頻度（河川） その1 高梁川水域

[illegible]

(備考) 達成期間の分類 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

別表 1 測定地点、測定項目及び頻度（河川） その 2 旭川水域

[illegible]

(備考) 達成期間の分類 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

別表1 測定地点、測定項目及び頻度（河川） その3 吉井川水域

[illegible]

(備考) 達成期間の分類 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

別表 1 測定地点、測定項目及び頻度（河川） その 4 その他の水域

[illegible]

(備考) 達成期間の分類 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

別表2 測定地点、測定項目及び頻度（湖沼） 児島湖

[illegible]

(備考) 達成期間の分類 イ: 直ちに達成 ロ: 5年以内で可及的速やかに達成 ハ: 5年を超える期間で可及的速やかに達成 ニ: 段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める

[illegible]

別表3 測定地点、測定項目及び頻度（海域） その2 児島湾水域

生活環境の保全に関する環境基準			全窒素及び全りんに係る環境基準		水生生物保全に係る環境基準		岡山県地点番	環境基準点 ◎COD又はBOD	環境基準点 □全窒素及び全りん	環境基準点 △水生生物保全項目	測定地点名	測定頻度		透明度	生活環境項目														健康項目														その他項目										要監視					測定機関名															
															pH	DO	BOD	CS	油分	大腸菌数	全窒素	全りん	全亜鉛	ノニルフェノール	LA	底層DO	全シアン	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	PCBメタン	ジクロロ炭素	四氯化炭	1・2-ジクロロエタン	1・1-ジクロロエチレン	シス-1・2-ジクロロエチレン	1・1・1-トリクロロエタン	1・1・2-トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	1・4-ジオキサン	溶解性鉄	溶解性マンガン	総クロム	栄養塩類アンモニウム性窒素	りん酸塩りん	塩分	クロロフィルa	全有機炭素	PFOS及びPFOA		フルラン	全マンガン	エビクロロヒドリン	左記5項目以外の要監視27項目											
水域名			類型及び達成期間		水域名		類型及び達成期間		水域名		類型及び達成期間																																																														
児島湾	児島湾(甲)	Cロ	児島湾	IVイ	未	未	605	◎			海岸通沖	12	12	18	14	18	18			4	4	4	4	4	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4	4	18	4											岡山市						
							601	◎			旭川河口部	12	12	18	14	18	18		14	4	4	4		14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4	4	18		1	1	1	1	1					岡山市				
							602	◎			吉井川河口部	12	12	18	14	18	18		14	4	4	4		14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4	4	18		1	1	1	1	1			岡山市			
							603	◎			横樋沖	12	12	18	14	18	18		14	4	4	4		14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4	4	18							岡山市				
	604	◎					□		九幡沖	12	12	18	14	18	18		14	12	12	4		14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	1	1	12	12	18	12							岡山市						
	606								宮浦沖	12	12	12	12	12	12		12	12	4	4																																															岡山市						
	607	◎							阿津沖	12	12	18	14	18	18		14	4	4	4		14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4	4	18	4									岡山市				
	608								テイカ沖	12	12	12	12	12	12		12	12	4	4																																															岡山市						
	水城	児島湾(乙)					Bロ	児島湾沖	IIイ	609	◎	□			向小串沖	12	12	18	14	18	18		14	12	12	4	4	4	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	1	1	12	12	18	12									
610			◎			別荘沖				12	12	18	14	18	18		14	14	4	4	4		14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4	4	18	4		1	1	1	1	1							岡山市
611			◎	□		児島湾口沖				12	12	18	14	18	18		14	14	12	4		14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	1	1	12	12	18	12									岡山県	
612			◎			波張崎南				12	12	18	14	18	18		14	14	12	4		14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	1	1	12	12	18	12	4								岡山県
613					大島南沖	4	4			4	4	4	4		4	4	4	4																																																	岡山市						
614					大島北沖	12	12			12	12	12	12		12	12	4	4																																															岡山市								
615					鉾島沖	4	4			4	4	4	4		4	4	4																																																			岡山県					
616		◎	□			出崎東沖	12			12	18	14	18	18		14	14	12	4	4	4	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	1	1	12	12	18	12	4									岡山県
617			□			鉾島沖合	12			12	18	14	18	18		14	14	12	4			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	1	1	12	12	18	12									岡山県

(備考) 達成期間の分類 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成 ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める

別表3 測定地点、測定項目及び頻度（海域） その3 備讃瀬戸

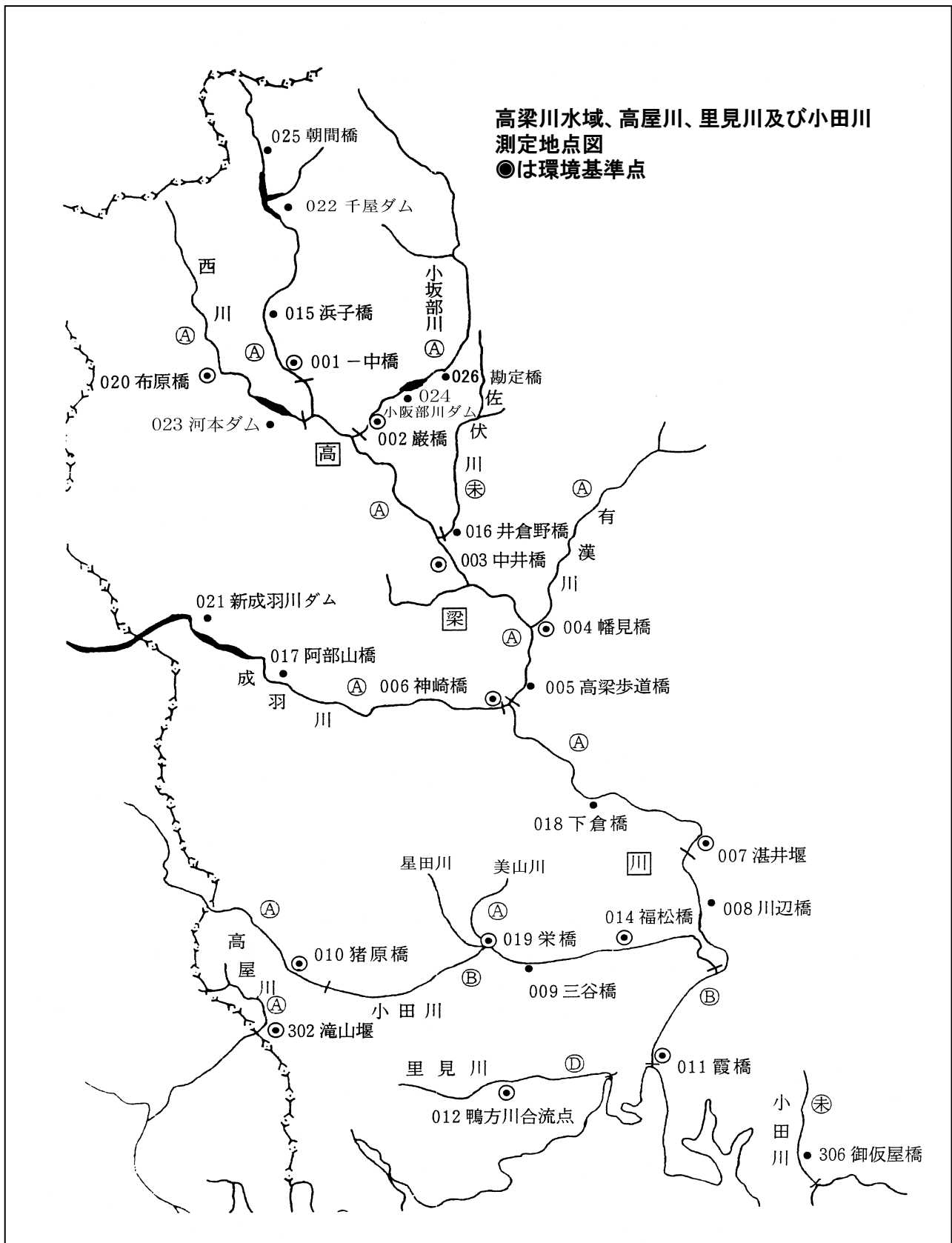
[illegible]

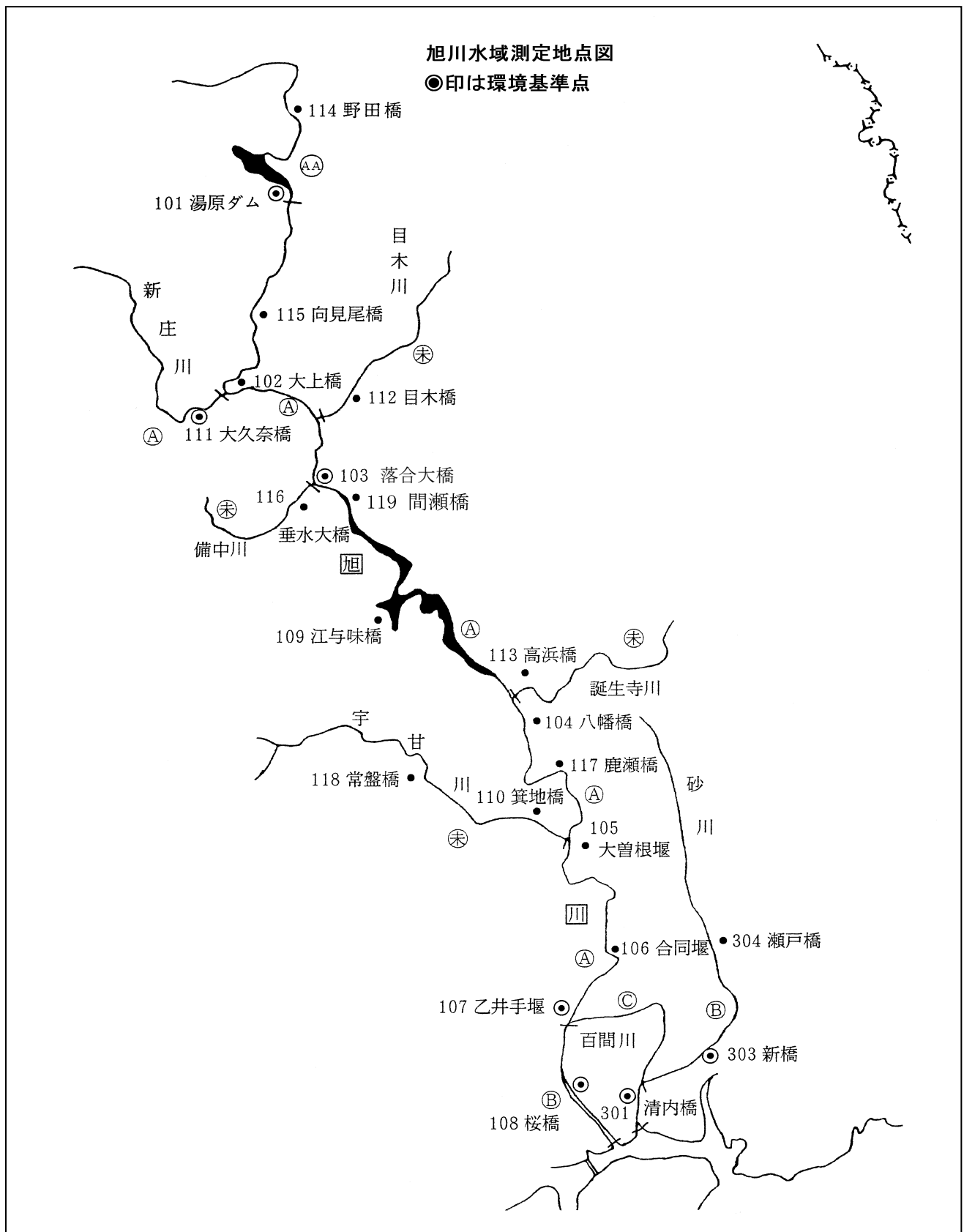
(備考) 達成期間の分類 イ: 直ちに達成 ロ: 5年以内で可及的速やかに達成 ハ: 5年を超える期間で可及的速やかに達成 ニ: 段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める

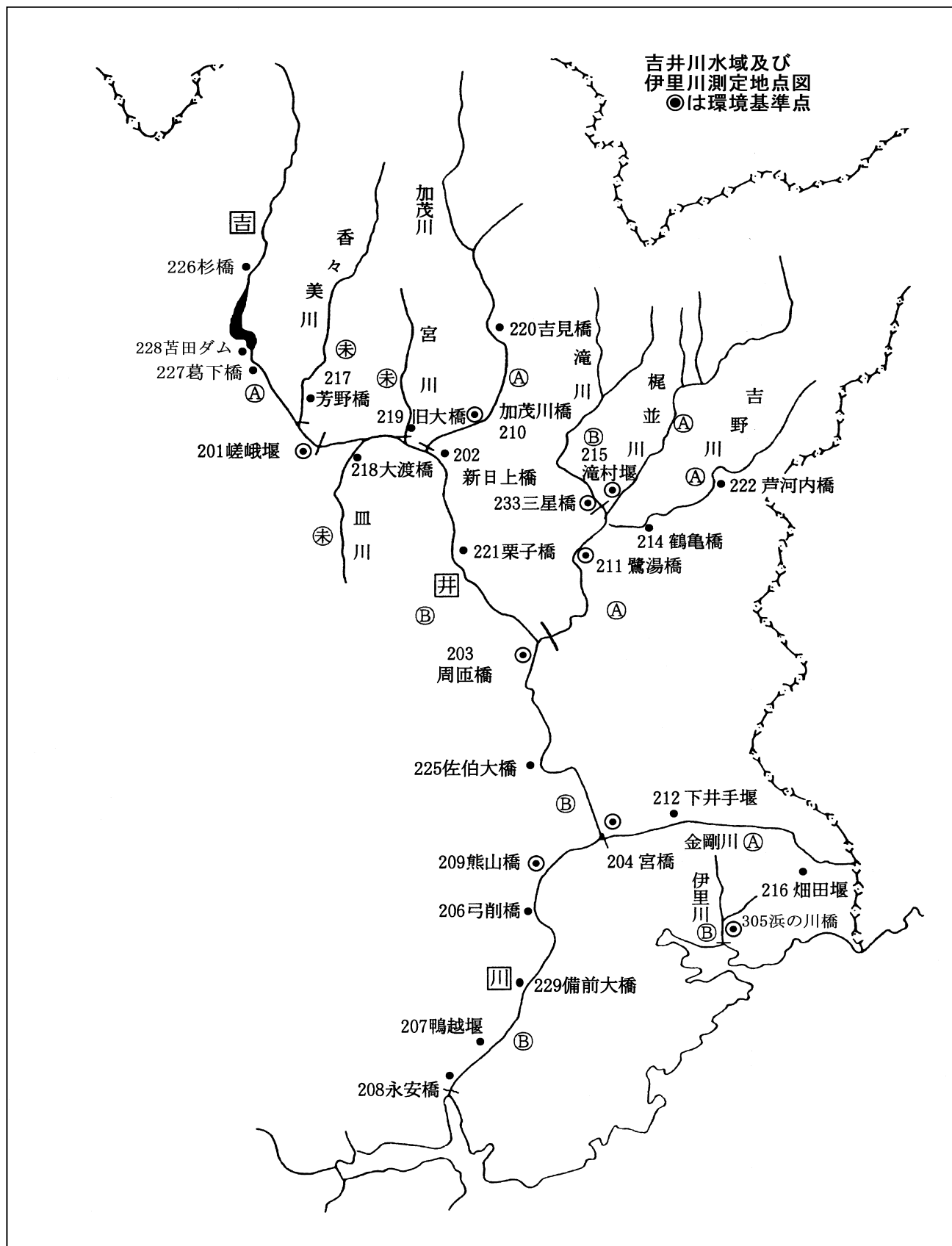
別表3 測定地点、測定項目及び頻度（海域） その4 その他の水域

[illegible]

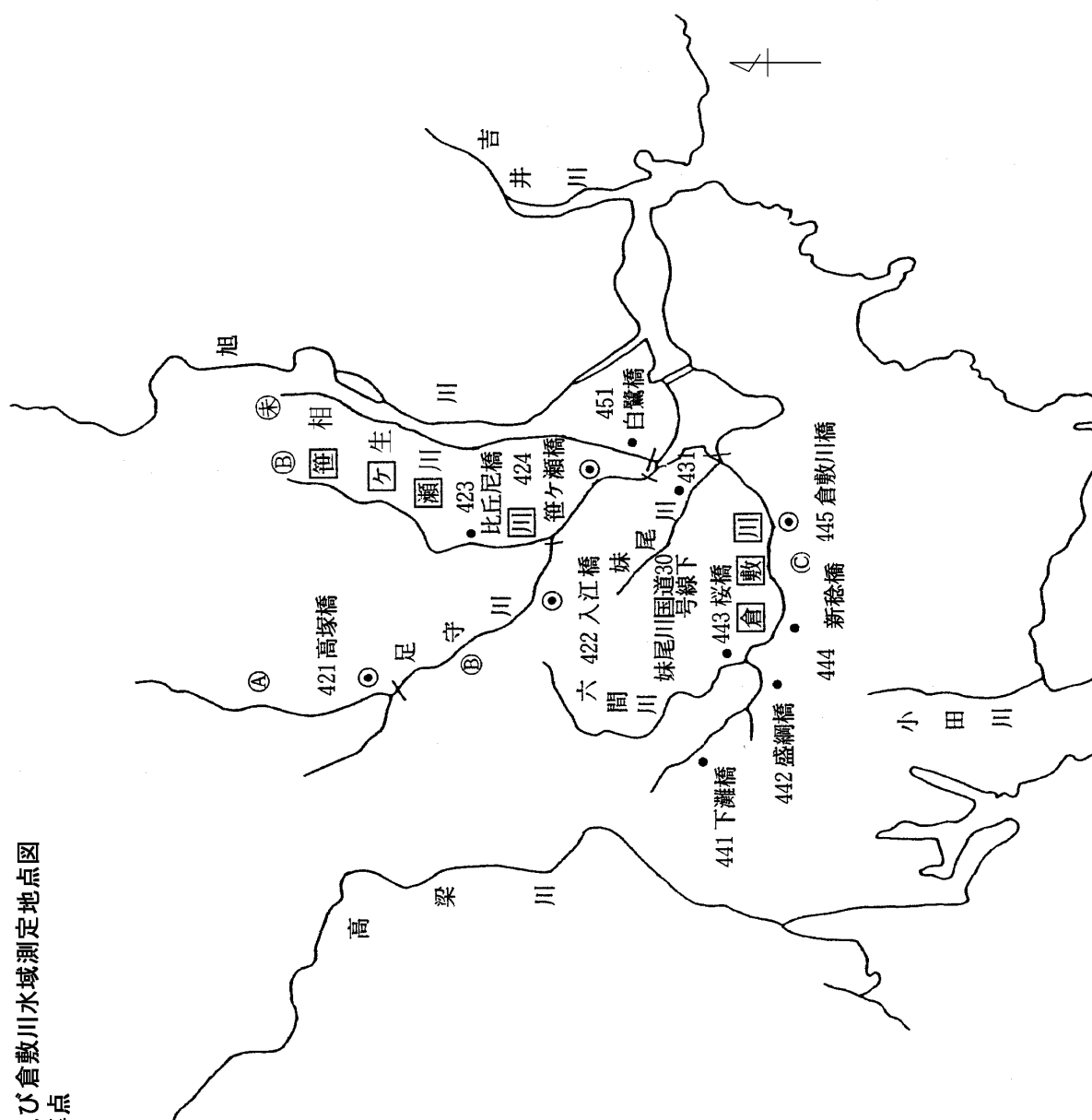
(備考) 達成期間の分類 イ:直ちに達成 ロ:5年以内で可及的速やかに達成 ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成 ニ:段階的に暫定目標を達成し、3つの環境基準の可及的速やかな達成に努める

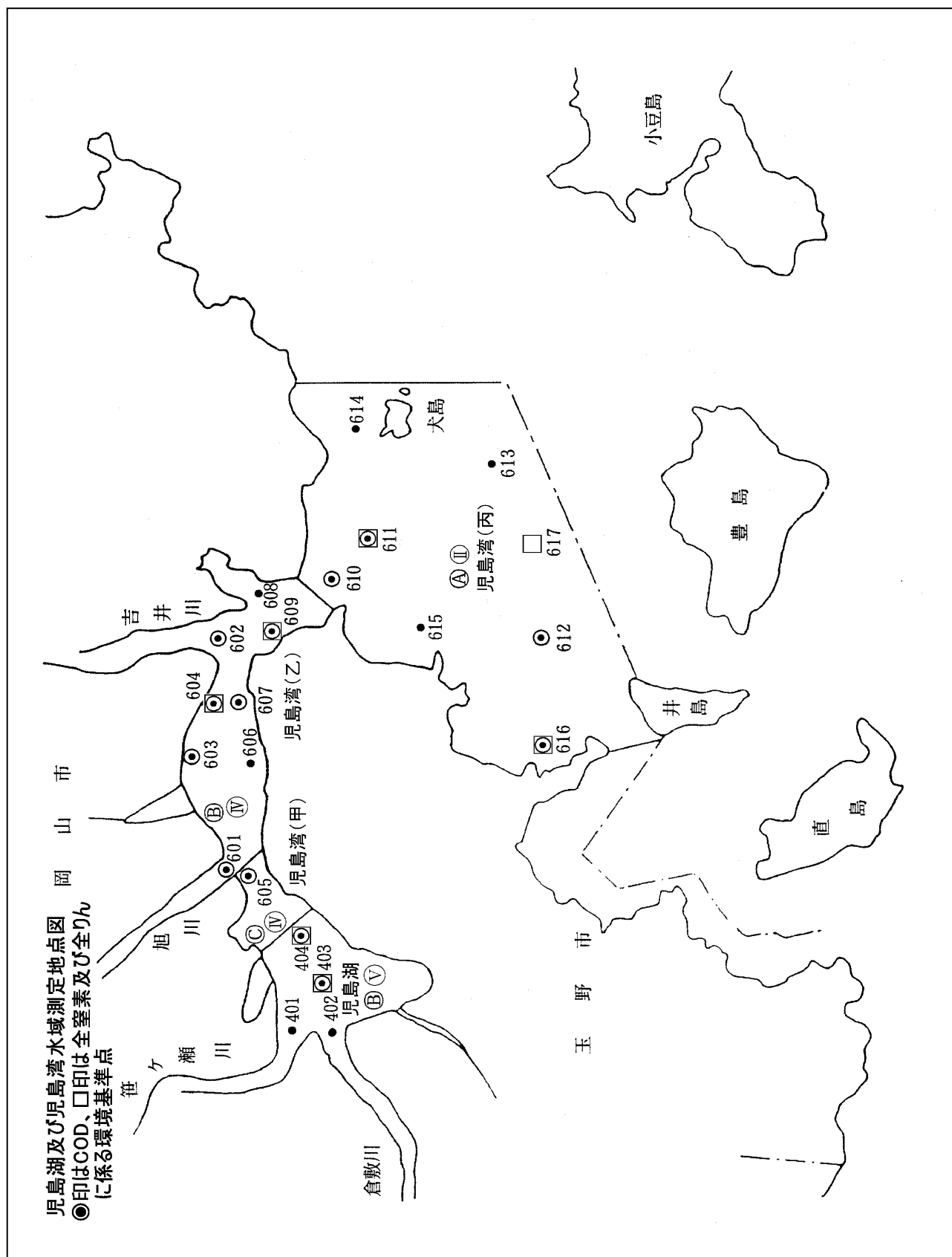


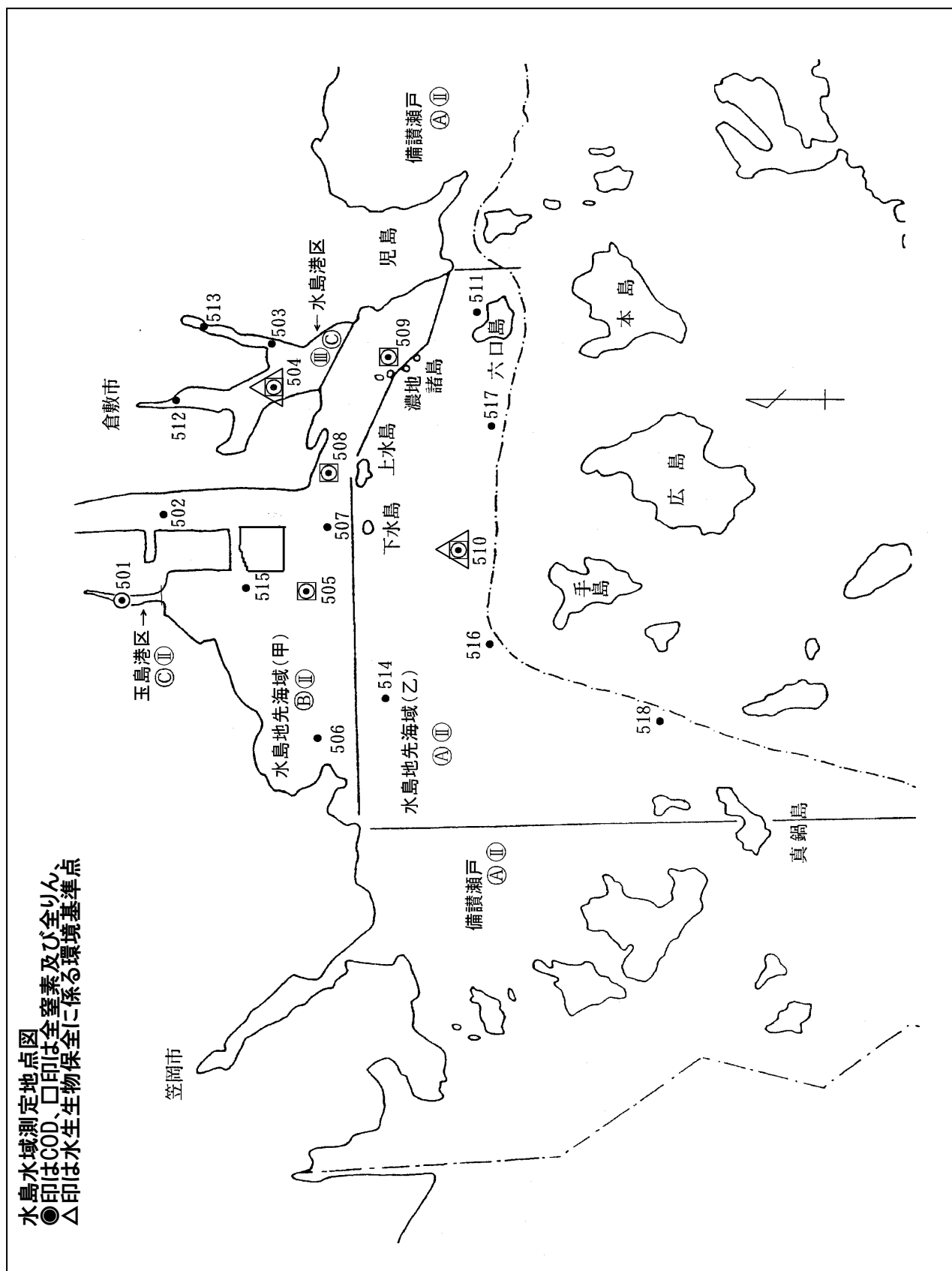


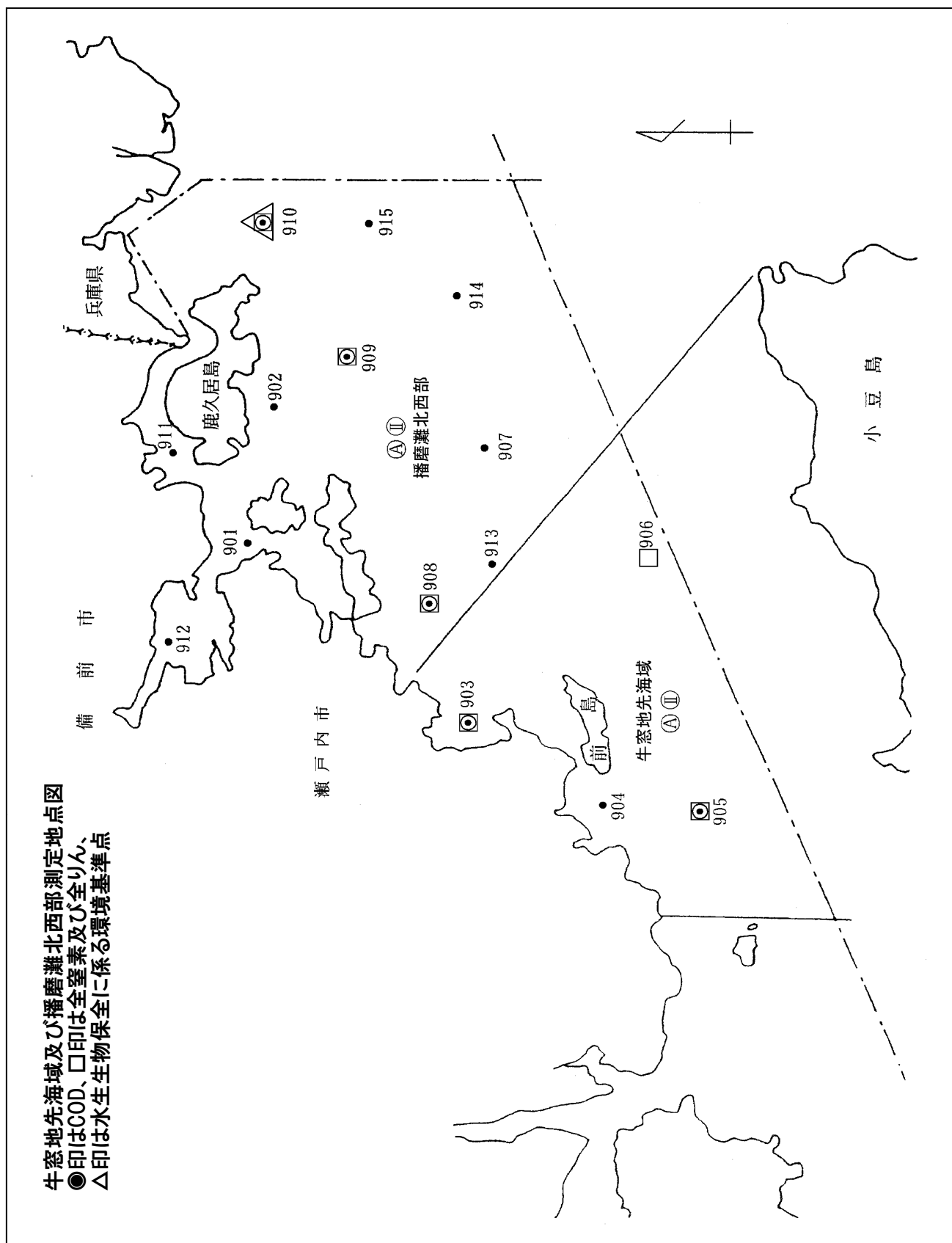


笹ヶ瀬川水域及び倉敷川水域測定地点図
 ●印は環境基準点









令和 7 年度地下水の水質測定計画

1 目 的

令和 7 年度における岡山県内の地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 調査種別

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、調査を実施する。

(2) 継続監視調査

概況調査等により汚染が確認された地域における地下水の状況を把握するため、継続的に調査を実施する。

3 測定機関

岡山県、岡山市及び倉敷市

4 測定地点、測定項目及び頻度等

概況調査 31 地点、継続監視調査 4 地点において、別表 5 のとおり実施する。なお、測定地点の位置図は別図 9 のとおりである。

(1) 測定地点の概要

区 分	岡山県	岡山市	倉敷市	合 計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	1	1	4
合 計	21	7	7	35

※概況調査はローリング方式により実施する。

※継続監視調査の内訳

岡 山 県：揮発性有機化合物（2 地点）

岡 山 市：揮発性有機化合物（1 地点）

倉 敷 市：揮発性有機化合物（1 地点）

(2) 測定項目及び測定頻度

ア 概況調査

環境基準の全項目を年 1 回測定する。

要監視項目は、2 地点で年 1 回測定する。

イ 継続監視調査

環境基準の超過項目等を、年 1 ～ 2 回測定する。

5 測定方法

- ア 測定方法及び報告下限値は、別表6のとおりとする。
- イ 採水日は、前日の天候が比較的安定している日を選ぶ。
- ウ 採水位置は、表層（水面下 0.5m）からとする。ただし、打ち込み井戸等において揚水ポンプを使用している場合は、流水を採水する。

6 結果通知等

岡山市及び倉敷市は、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、環境基準項目が基準値を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

(1) 汚染井戸発見時

概況調査により新たに発見された汚染や事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染については、その汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施するものとし、その水質測定計画については事案ごとに別途作成する。

(2) 災害等発生時

新たな汚染やその拡散が懸念されるため事案が発生したときは、緊急的なモニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成するものとする。

別表5 測定地点、測定項目及び頻度（地下水） その1 概況調査

番号	所在地	測定地点 (メッシュ番号)	測定回数	環境基準項目																									要監視項目 (25項目)	測定機関
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	(塩化ビニルモノマー) クロロエチレン	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素		
1	玉野市田井	N-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		岡山県
2	備前市香登本	R-16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
3	瀬戸内市邑久町尾張	Q-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
4	赤磐市二井	P-15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
5	吉備中央町上竹	I-13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
6	笠岡市大耳	E-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
7	井原市木之子町	E-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
8	総社市山田	H-17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
9	高梁市備中町平川	C-14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
10	新見市西方	D-10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
11	浅口市金光町上竹	H-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
12	早島町早島	L-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
13	津山市加茂町行重	P-06	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
14	真庭市阿口	H-09	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
15	美作市梶並	T-07	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
16	鏡野町杉	M-05	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
17	久米南町上弓削	N-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
18	奈義町高円	S-06	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
19	新庄村	F-05	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	〃
20	岡山市北区宿本町	N-17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		岡山市
21	岡山市北区川入	L-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
22	岡山市南区西市	M-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
23	岡山市中区倉田	N-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
24	岡山市東区松新町	O-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
25	岡山市中区江崎	N-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
26	倉敷市玉島柏島	H-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		倉敷市
27	倉敷市真備町辻田	I-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
28	倉敷市児島田の口	L-22	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
29	倉敷市阿知	J-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
30	倉敷市藤戸町天城	K-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃
31	倉敷市連島町西之浦	I-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		〃

別表 5 測定地点、測定項目及び頻度（地下水） その2 継続監視調査

番号	所在地	測定地点 (メッシュ番号)	測定回数	環境基準項目																							要監視項目(25項目)	測定機関	備考				
				カドミウム	全シアン	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	(塩化ビニルモノマー) クロロエチレン	1・2—ジクロロエタン	1・1—ジクロロエチレン	1・2—ジクロロエチレン	1・1・1—トリクロロエタン	1・1・2—トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3—ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4—ジオキサン	汚染確認年度
1	高梁市成羽町成羽	F-15	1									1		1	①			①													岡山県	H10	発
2	井原市高屋町	D-19	2									2		2	2			②													〃	H21	不明
3	岡山市東区竹原	P-17	1									①		1	1	1	1	1	1												岡山市	R4	不明
4	倉敷市児島唐琴	L-22	1								1	1	1	1	1	1	1	①	1					1							倉敷市	H11	不明

注 1) 測定項目中の○は、汚染の発見時において環境基準を超過していた項目を示す。

注 2) 備考欄の「発」は汚染源である工場又は事業場が特定されているもの、「自然」は自然的原因によるものと推定、「不明」は調査の結果、原因不明だったもの、「調査中」は調査実施中を示す。

別表6 測定方法及び報告下限値（地下水）

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
環境 基準 項目	カドミウム	平成9年3月13日付け環境庁告示第10号別表に掲げる方法	0.0003	<0.0003
	全シアン		0.1	ND
	鉛		0.005	<0.005
	六価クロム		0.01	<0.01
	ヒ素		0.005	<0.005
	総水銀		0.0005	<0.0005
	アルキル水銀		0.0005	ND
	P C B		0.0005	ND
	ジクロロメタン		0.002	<0.002
	四塩化炭素		0.0002	<0.0002
	クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)		0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン		0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン		0.002	<0.002
	1,2-ジクロロエチレン		0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン		0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン		0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン		0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン		0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン		0.0002	<0.0002
	チウラム		0.0006	<0.0006
	シマジン		0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ		0.002	<0.002
	ベンゼン		0.001	<0.001
	セレン		0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.03	<0.03
	ふっ素		0.08	<0.08
	ほう素		0.03	<0.03
	1,4-ジオキサン		0.005	<0.005

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
要 監 視 項 目	クロロホルム	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号別表に掲げる方法	0.006	<0.006
	1,2-ジクロロプロパン		0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン		0.02	<0.02
	イソキサチオン		0.0008	<0.0008
	ダイアジノン		0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン(MEP)		0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン		0.004	<0.004
	オキシ銅(有機銅)		0.004	<0.004
	クロロタロニル(TPN)		0.004	<0.004
	プロピザミド		0.0008	<0.0008
	E P N		0.0006	<0.0006
	ジクロロボス(DDVP)		0.001	<0.001
	フェノブカルブ(BPMC)		0.002	<0.002
	イプロベンホス(IBP)		0.0008	<0.0008
	クロルニトロフェン(CNP)		0.0001	<0.0001
	トルエン		0.06	<0.06
	キシレン		0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル		0.006	<0.006
	ニッケル		0.005	<0.005
	モリブデン		0.01	<0.01
	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号環水土発第 040331005 号別表に掲げる方法	0.002	<0.002
	エピクロロヒドリン		0.0001	<0.0001
	全マンガン		0.02	<0.02
	ウラン		0.0002	<0.0002
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	令和 2 年 5 月 28 日付け環水大発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号別表 2 に掲げる方法	5(ng/L)	<5

備考

- 1 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 2 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成 13 年環水企第 92 号）」による。

別図9 令和7年度地下水水質調査地点図

